

【株式会社B e ' s 訪問介護 たまゆら】 重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

名称	株式会社B e ' s
所在地	千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目8番30号
設立	令和3年12月
代表者名	代表取締役 永野 怜
電話番号	047-710-9631
事業内容	障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護事業 介護保険法に基づく訪問介護事業・第1号訪問事業

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護 たまゆら
所在地	千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4丁目8番30号
電話番号	047-712-2048
事業所の指定番号	居宅介護・重度訪問介護事業（千葉県 第 1212600504 号）
サービスを提供する実施地域※	鎌ヶ谷市、松戸市、船橋市、白井市、柏市、市川市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	資格要件・員数	職務内容
管理者	常勤1名（兼務）	管理業務
サービス提供責任者	介護福祉士、訪問介護養成研修1級、介護職員実務者研修、介護職員基礎研修課程修了者のいずれかの資格、またはこれと同等の能力を有する者を1名以上	サービス提供の管理
従業者	介護福祉士、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級・2級、看護師、准看護師のいずれかの資格、またはこれと同等の能力を有する者を常勤換算法で2.5以上	居宅介護・重度訪問介護 サービスの提供

※定期的に研修の機会を設け、従業者の資質向上を図っています。

(3) 営業日、および営業時間

営業日	月曜日～金曜日、祝日
休日	土曜日、日曜日、年末年始（1月1日～1月3日）
営業時間	9時00分～18時00分

※電話等により24時間連絡が可能な体制としています。

(4) サービス提供時間

	早 朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
平日・土	0	0	0	0
日・祝日	0	0	0	0

※ 時間帯により、区分に応じた割増料金となります。（障害者総合支援法に定める報酬額）

基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、障害福祉サービス計画書に定められた目安の時間を基準とします。

※ 利用者の身体的理由等、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

(5) 主たる対象者

居宅介護・重度訪問介護

- ア 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- イ 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- ウ 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）※ 重度訪問介護は除く
- エ 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- オ 難病等対象者（18歳未満の者を含む）

3 サービス内容

(1) 居宅介護

身体介護	起床、就寝、体位交換、食事、水分補給、排泄、衣服着脱、入浴、清拭、洗髪、その他必要な身体介助等、自立支援の為に見守りの援助
家事援助	調理、買い物、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、その他必要な家事援助等
通院等介助 (身体介護併用)	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診等の手続・移動等の介助（院内介助を要する場合）

(2) 重度訪問介護

重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援
--------	--

(3) 従業者への禁止行為

- 1 利用者に対する暴力等の虐待行為
- 2 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 3 利用者の同居家族に対するサービス
- 4 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- 5 居宅介護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス
- 6 医療行為
- 7 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類の預かり
- 8 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 9 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 10 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料金

(1) 利用料金

契約書別紙に定めます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。実施地域を超えた地点から、1km毎に30円、訪問介護スタッフが訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先: TEL 047-712-2048)

1	ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無 料
2	ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	2,000円(税別)

(4) その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ②通院等介助で交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月末までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行または、郵便局引き落としとさせていただきます。
- ④まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。
- ⑦誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) 障害福祉サービスの利用開始

- ①障害福祉サービスについて介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者の障害福祉サービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。当事業者の障害福祉サービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②障害福祉サービス利用が決定した場合は契約を締結し、障害福祉サービス計画を作成して、障害福祉サービス計画に基づき障害福祉サービスの提供

を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。

ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③障害福祉の提供に当たっては、適切な障害福祉サービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 障害福祉サービスの終了

①利用者が当事業所に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当事業所が正当な理由なく障害福祉サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③利用者が障害福祉サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や利用者の家族等が事業者や従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解除し、障害福祉サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を廃止又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、障害福祉サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

1 利用者が施設に入所した場合

2 障害福祉の介護給付費支給期間が満了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③利用者が死亡した場合

6 緊急時の対応方法

障害福祉サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所のサービスに関するご相談・苦情を承ります。管理者またはサービス提供責任者までお申し出ください。

担当 管理者 電話 047-712-2048

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

鎌ヶ谷市役所 担当課 : 障がい福祉課

電話 047-445-1307

8 第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 有 : 無

9 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(3) 従業員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

(8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。 虐待防止担当者・責任者：管理者

10 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11 業務継続に向けた取組の強化について

(1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

年 月 日

障害福祉サービスの利用にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

【事業者】所在地 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目8番30号

名称 株式会社Be's

代表者名 永野 怜

事業所名 訪問介護 たまゆら

管理者 関川 朝絵

説明者

私は本書面により、これから障害福祉サービスを受けるサービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所

氏 名 _____